

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

測量計画機関である坂戸市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

坂戸市

二 作業種類

公共測量（街区・画地出来形確認測量原図作成）

三 作業地域

埼玉県坂戸市坂戸中央二日の出町土地区画整理地区

四 作業期間

平成二十八年十月十一日から平成二十九年三月二十四日まで